

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構 定年制職員人事評価制度検討会規程

平成28年4月26日  
28規程第59号

## (設置)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）定年制職員の人事評価制度に関することの検討を行うため、定年制職員人事評価制度検討会（以下「検討会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について調査審議する。  
(1) 定年制職員人事評価制度に関すること  
(2) その他関連する事項に関すること

## (構成等)

第3条 検討会は委員長及び委員若干名をもって構成する。  
2 委員は、理事、審議役及び理事長が指名する者をもって充てる。  
3 委員長は、理事長の指名する理事をもって充て、会務を総理する。  
4 検討会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、特定事項について意見を求めることができる。

## (ワーキンググループ)

第4条 委員会に、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）に定める本給表の区分ごとの人事評価制度を検討するため、次に定めるワーキンググループを置く。  
(1) 研究職人事評価制度ワーキンググループ  
(2) エンジニア職人事評価制度ワーキンググループ  
(3) 事務職人事評価制度ワーキンググループ  
2 ワーキンググループに、ワーキンググループ主査、副主査及びワーキンググループ委員を置く。  
3 ワーキンググループ主査は、ワーキンググループの会務を掌理する。  
4 ワーキンググループ主査、副主査及びワーキンググループ委員は、委員長が指名する。

## (開催)

第5条 検討会は、委員長が必要と認めるとき、これを開催する。  
2 ワーキンググループは、ワーキンググループ主査が必要と認めるとき、これを開催する。

## (庶務)

第6条 検討会の庶務は、人事・総務部門人材開発室及び人事室が共同で行う。  
2 ワーキンググループの庶務は、次に定める室が行う。  
(1) 研究職人事評価制度ワーキンググループ及びエンジニア職人事評価制度ワーキンググループ 人材開発室  
(2) 事務職人事評価制度ワーキンググループ 人事室

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、検討会及びワーキンググループの運営に関して必要な事項は、それぞれ委員長及びワーキンググループ主査が検討会及びワーキンググループに諮って定める。

附 則

この規程は、平成28年4月26日から施行する。

附 則（令和2年3月10日 2020規程第25号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日 2025規程第42号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。